

平成 18 年 10 月 31 日付鳥取県公報号外第 158 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 28

行 1 から 39 まで

誤 (1) 職員の分限の件数 (平成 17 年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職及び降給の 4 種類があります。

区 分	休職	降任	計
一般行政職等	100件	1件	101件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	100件	—	100件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件
教 員	32件	—	32件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	32件	—	32件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
警 察 官	2件	—	2件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	2件	—	2件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
計	130件	1件	131件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	130件	—	130件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件

(注) 降給及び免職の処分者は、該当なし。

正 (1) 職員の分限の件数 (平成 17 年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職及び休職の 3 種類があります。

区 分	休職	降任	計
一般行政職等	119件	1件	120件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	119件	—	119件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件
教 員	72件	—	72件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	72件	—	72件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
警 察 官	2件	—	2件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	2件	—	2件
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—

計	193件	1件	194件
勤務実績が良くない場合	—	—	—
心身の故障の場合	193件	—	193件
職に必要な適格性を欠く場合	—	1件	1件

(注) 1 免職の処分は、該当なし。

(注) 2 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。